

下請法を学ぼう！（第4回）

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、下請取引の公正化、下請事業者の利益の保護等を図ることを目的とした法律です。本欄では、下請法について、数回に分けて解説します。「下請法を学ぼう！」第4回は、「下請代金の支払遅延の禁止」についてです。

下請代金の支払遅延の禁止（下請法第4条第1項第2号）

親事業者は、下請事業者に発注した物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日。）から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請法違反となります。

支払期日は、受領日を起算日として計算されるので、検査・検収に要する日数にかかわらず、支払期日を過ぎて未払となっている場合は支払遅延となります。

支払遅延となる行為は、「支払期日」の決め方によって次の3つに分けられます。

- ①親事業者と下請事業者との間で、支払期日が物品等を受領した日（受領日）から起算して60日以内に定められている場合は、その定められた支払期日までに支払わないとき。
- ②親事業者と下請事業者との間で、支払期日が定められていない場合は、受領日に支払わないとき。
- ③親事業者と下請事業者との間で、支払期日が物品等を受領した日から起算して60日を超えて定められている場合は、受領日から60日以内に支払わないとき（この場合、下請法に定める範囲を超えて支払期日が設定されているため、それ自体に問題があります。）。

支払遅延として問題となるケースには次のようなものがあります。

ア 支払制度の不備による支払遅延

下請代金を毎月の特定期日に支払うこととされている場合の支払制度には、納品締切制度と検収締切制度の2通りがあります。

納品締切制度においては、例えば、1か月締切制度を採っている場合、月末締の翌月末日払のように締切後30日（1か月）以内に支払うこととなっていれば支払遅延として問題となることはありませんが、翌々月20日払となると、制度的に受領後60日を超えることとなりますので、支払遅延となります。

また、検収締切制度においては、月末締の翌月末日払であっても、例えば、7月25日に納品して8月2日に検査が終了した場合、支払日は9月末日となりますが、支払期日の起算日は物品等を受領した日ですから、この支払制度では受領後60日以内に支払をしていないこととなりますので、支払遅延となります。

イ 手形払から現金払に変更することによって生じた支払遅延

例えば、親事業者が支払期日に90日手形により下請代金を支払っていたところ、今後、これを現金払とし、従来の手形の満期日に現金を支払うこととした場合、現在の支払期日からさらに90日後に下請代金を支払うこととなり、支払日が物品等の受領後60日を超えていますので支払遅延となります。

ほかにも、下請事業者から請求書が提出されないことを理由とした支払遅延など、支払遅延に該当する行為には様々なものがあります。また、親事業者の禁止行為の中でも、支払遅延は毎年違反件数が多いので、親事業者は、下請法に違反することのないよう、下請代金の支払については十分留意してください。

次回は、親事業者の禁止行為の中の「買ったたきの禁止」について解説します。

お問い合わせは 公正取引委員会事務局東北事務所 下請課 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL022-225-8420(直) FAX022-261-3548